

犯罪報道の在り方に関する考察

生駒 三馨音

報道機関による犯罪報道の在り方は、憲法学に関わる重要な問題である。具体的には、被疑者、被害者の実名や顔写真、家族関係などが過剰に報道され、それによって、名誉、プライバシー、肖像といった人格権を侵害されるケースが問題となってきた。一方で、犯罪報道に対しては、公益性から実名、顔写真を掲載すべきという主張も成り立ち得るが、実際の報道の中には、事件に関係のない私的な事柄や、被疑者及び被害者の家族の私生活に及んでいるものも多い。インターネットの普及により、報道機関が一旦報道した内容は、瞬時に拡散するため、事後的に削除することはほぼ不可能である。そのため、実名報道のもたらす被害は、紙媒体の報道が主流であった時代と比べ、より一層深刻な事態を引き起こしている。以上の問題意識を踏まえ、主に憲法及び民事法の観点から、犯罪被疑者、被害者、事実と異なる報道をされた者、及び、それぞれの家族について犯罪報道の在り方を考察する。

本研究では、国民に最初に情報を伝える役割を果たす「報道」という行為に焦点を当て、新聞・雑誌を中心に検討を進めた。本論文では、犯罪報道が問題になった事例や実名報道の是非に関する専門家の意見、裁判事例、また、犯罪報道の是非に関わる関連法として、少年法第 61 条、名誉毀損、プライバシー権、肖像権を検討した。

実名報道が問題視される事案は少年に関するものが多く、大阪・愛知・岐阜連続リンチ殺人事件、堺通り魔殺人事件、光市母子殺害事件などがある。報道機関が提訴された事案では、結果的に出版社側が勝訴している。大阪・愛知・岐阜連続リンチ殺人事件の最高裁判決は、名誉毀損の違法性阻却事由について、事実の公共性、公益目的、真実性の証明又は誤信相当性をもとに個別具体的に検討するという基準を立てた。プライバシー侵害の違法性阻却事由については、諸事情を個別具体的に審理し、比較衡量の上で判断される。

結論では、報道機関が自主的に遵守すべき方針を策定する際に、その基礎となる考え方を示した。成人被疑者に関して、被疑者段階での実名報道には公益性があると考えられる。冤罪判決や不起訴処分となった事案には、実名ないし推知部分を削除すべきである。少年被疑者の実名報道は、少年法第 61 条を画一的に適用することも、同条を安易に踏み越えることも望ましくない。報道被害が総体的に生じるという実態を踏まえ、事案毎に分析的に考えるべきである。凶悪重大な事件に限っては、表現の自由及び知る権利を優先すべき場面は存在する。他方、被疑者家族、被害者及びその家族の実名報道は、彼らの意向を十分に配慮した報道を行うべきである。

本研究では、インターネットに掲載される最初の情報源となる新聞や雑誌といった紙媒体の報道の在り方に焦点を当てて検討を行ったが、発展的論点として、インターネットの普及とデジタル化の進展による報道の在り方も問題となるだろう。

(指導教員 石井夏生利)